

PEFC国際規格

認証利用者のための要求事項

2020年1月14日

PEFC国際COC規格に照らした認証業務を実行する認証機関に関する要求事項



PEFC Council
(PEFC 評議会)

ICC Building C, Route de Prés-Bois 20
CH-1215 Geneva, Switzerland
Tel: +41 (0)22 799 45 40, Fax: +41 (0)22 799 45 50
E-mail: info@pefc.org, Web: www.pefc.org

著作権のお知らせ

© PEFC 評議会 2020

この PEFC 文書は PEFC 評議会によって著作権が保護されています。この文書は PEFC 評議会のウェブサイト上、または請求によって入手可能です。

著作権の対象となるこの文書のどの部分についても、いかなる形や手段であっても PEFC 評議会の許可なく商業用の目的を以てこれを変更や訂正、再生、複製することは禁止されています。

この文書の唯一の正式文書は英語版です。この文書の翻訳文は PEFC 評議会や PEFC 各国認証管理団体による提供が可能です。不明な点は、英語版によって決定されます。

文書名: PEFC国際COC規格に照らした認証業務を実行する認証機関—要求事項

文書記号: PEFC ST 2003:2020

承認: 総会

日付: 2020年1月14日

発行日: 2020年2月14日

発効日: 2020年2月14日

移行日: 2021年8月14日

(本文書は SGEC/PEFC ジャパンによって翻訳されたものです。ただし、PEFC 森林認証プログラムに関わる一切の文書は英語文書を持って正式文書とするので、本日本語翻訳文書はあくまでも参考文献としての利用に限ります。又、SGEC/PEFC ジャパンの承諾なく、これを訂正、修正、転用することはお断りします。本翻訳文に関するご質問やご提案は、SGEC/PEFC ジャパンまでご連絡下さい。

なお、原文のスラッシュ (/) は、その前後の単語のどちらでも良い場合を指すものとして、この文書ではそのまま使用しております。)

目次

1	適用範囲	7
2	引用規格	7
3	用語と定義	7
4	全般的な要求事項	8
4.1	法律および契約との関連事項	8
4.2	公平性の管理	9
4.3	債務と財務	9
4.4	非差別の条件	9
4.5	機密性	9
4.6	公開情報	9
5	組織構造に関する要求事項	9
6	資源に関する要求事項	10
6.1	認証機関の人員	10
6.1.1	総論	10
6.1.2	認証プロセスに携わる人員の力量の管理	14
6.1.3	人員との契約	14
6.2	評価のための資源	15
7	プロセスに関する要求事項	15
7.1	総論	15
7.2	申請	15
7.3	申請のレビュー	16
7.4	審査	16
7.5	レビュー	18
7.6	認証の決定	18
7.7	認証書類	18
7.8	認証製品の名簿	19
7.9	サーベイランス	19
7.10	認証に影響を与える変更	20
7.11	認証の終了、縮小、一時停止、または取り消し	20
7.12	記録	20
7.13	苦情と上訴	20
8	マネジメントシステムに関する要求事項	21
8.1	認証機関の内部監査	21
付属書 1 (規準的)	— 認証機関の PEFC 公示	22
付属書 2 (規準的)	— PEFC 公示に関して PEFC 評議会が容認する認定	23
PEFC ST 2003:2020		

付属書 3 (規準) – マルチサイト COC 認証	24
1 序論	24
2 マルチサイト顧客組織の適格基準	24
3 認証機関の適格基準	24
3.1 総論	24
3.2 契約書のレビュー	24
3.3 審査	25
3.4 不適合	25
3.5 認証書	25
4 現場審査のサンプリング	26
4.1 方法論	26
4.2 サンプルのサイズ	27
3.3 審査時間	28
付属書 4 (規準) – 審査報告書の最低限の内容	29

前書き

この文書の本文は、PEFC 評議会 (the Programme for the Endorsement of Forest Certification schemes) によって作成され、2020 年 1 月 14 日の PEFC 評議会総会によって承認された。この文書の要求事項は、2020 年 2 月 14 日より PEFC ST 2002 「森林および/または森林外樹木製品の COC - 要求事項」に照らした COC 認証を実行するすべての認証機関に対して有効となる。(採択後 18 か月)

PEFC 評議会は、各国森林認証制度との相互承認を提供し、国際 COC 規格 (PEFC ST 2002:) および PEFC 商標使用規則 (PEFC ST 2001) を定める。PEFC 評議会は、COC 認証が、IAF の製品認証のための国際相互承認協定 (MLA) に調印している認定機関による認定を受けた認証機関によって実行されることを要求する。

認定は、認定を受けた認証機関の業務実行に関わる力量を確実なものにし、それによって業務や顧客のリスクが削減される。国際認定フォーラム (IAF) に加盟する認定機関は、最高水準にて業務を実行し、自らが認定する認証機関に対し適切な国際規格およびそれらの規格の適切な利用のための IAF ガイダンスを順守することを求めなければならない。

IAF 加盟メンバーによって与えられる認定は、各々のメンバーが行う認定プログラム間の同等性を確保するため、定例ピア評価 (regular peer evaluation) に基づいて下される。これにより世界の一地域において認定された適合評価認証書を有する企業は、世界のどの地域においても認められる認証書を保有することになる。

本文書は、PEFC ST 2003:2012 第 2 版を無効とし、これに代替する。

序文

PEFC 評議会は、COC 認証を業務とする認証機関が、ISO/IEC 17065、PEFC 文書、およびこの文書が定める ISO 19011 の関連規定に含まれる要求事項を順守することを求める。

ISO/IEC 17065 は、製品、サービス、およびプロセスの認証業務を実行する組織のための基準を定める国際規格である。COC とは調達された原材料の由来に関する入力情報を、販売/譲渡される製品の由来に関する出力情報へと変換する一連の相互作用、相互関連行為であり、COC 認証はプロセス認証であると考えられる。PEFC-COC の要求事項は、PEFC テクニカル文書の PEFC ST 2002、また、PEFC 商標の使用規則は PEFC ST 2001 において解説される。

この文書において使用される「しなければならない (shall)」は、ISO/IEC 17065 の要求事項および PEFC-COC 認証が定める要求事項を反映しており、それが必須であることを示す。「すべきである (should)」の用語は、必須ではないとしても、要求事項を持たすための認められた手段として IAF および PEFC 評議会が提供する指標である。

本文書の規準的指針の提供は、PEFC 評議会に限定される。

この文書は、ISO/IEC17065、および、ISO19011 の本文を含まない。これらは、ISO あるいは各国の規格組織から入手可能である。

1 適用範囲

この文書は、PEFC ST 2002 に照らした COC 認証業務を営む認証機関に対する追加的な当認証制度独自の要求事項を提供する。

2 引用規格

日付のある参考文書については、言及されたバージョンのみが適用される。日付のないものについては、その参考文書の最新版が適用される。（修正分を含む）

IAF MD 2 認定されたマネジメントシステム認証の移転のための IAF 基準文書

IAF MD 4 認定されたマネジメントシステム認証のためのコンピュータを使った審査技法（“CAAT”）についての基準

ISO/IEC 17000 適合性評価 - 用語及び一般原則

ISO/IEC 17065 適合性評価 - 製品、プロセスおよびサービス認証を実行する認証機関のための要求事項

ISO 19011 マネジメントシステムの審査のための指針

ISO/IEC ガイド 2:2004 標準化及び関連活動—一般用語

PEFC ST 2002 「森林および/または森林外樹木製品の COC - 要求事項（以後、COC 規格と呼ぶ）」
（www.pefc.org より入手可）

PEFC ST 2001 「PEFC 商標の使用規則—要求事項（以後）PEFC 商標使用規則と呼ぶ」（www.pefc.org より入手可）

3 用語と定義

この文書の目的のために、ISO/IEC 17000、ISO/IEC 17065、ISO/IEC 19011、ISO ガイド 2、PEFC ST 2002 にある関連定義が下記の定義と併用される。

3.1 審査 (Audit)

審査基準がどの程度満たされたかを定めることを目的として、客観的な証拠を入手し評価するための体系的な、独立、文書化されたプロセス。

注意書 本文書における「審査」の用語は、ISO/IEC 17065 で使用される「評価」と同一である。

3.2 認証の決定者 (Certification decision maker)

審査のプロセスに関わらなかった人または複数の人（例：委員会）で、認証の決定をする指名を受けたもの。

3.3 COC 規格 (Chain of custody standard)

PEFC ST 2002、森林および/または森林外樹木製品の COC - 要求事項

3.4 顧客組織 (client organisation)

COC 認証の申請をしているか、自社の COC が認証を受けている組織であり、マルチサイト組織を含む。

注意書：この文書で使用する「顧客組織」という用語は、ISO/IEC 17065 において使用される「供給者」という用語と同義である。

3.5 重大な不適合 (major nonconformity)

COC 規格の要求事項の一つまたはそれ以上の実行または維持の欠如または不履行であり、該当 COC の機能および効果に対するシステム上のリスクを招く恐れがあるもの、および/または、顧客組織による認証原材料への主張に関する信頼性に影響を及ぼすもの。

注意書 重大な不適合は、単独の不適合、または、全体として重大な不適合を形成すると判断される複数の関連する軽微不適合であってもよい。

3.6 軽微不適合 (minor nonconformity)

COC 規格の要求事項に関する単一的不履行で、COC の機能および効果に対するシステム上のリスクを招くことがない、および/または、供給者による認証原材料への主張に関する信頼性に影響を及ぼすことがないもの。

3.7 観察事項 (observation)

不適合ではないが、審査チームによって改善の余地が確認された**評価**の所見。

3.8 PEFC 認可団体 (PEFC authorised body)

認可団体は、PEFC 評議会から PEFC 商標ライセンスの発行の許可を得ており、PEFC 評議会を代理して認証機関の公示を行う主体であり、通常、認可団体は **PEFC 各国認証管理団体**である。

3.9 PEFC 各国認証管理団体 (PEFC National Governing Bodies: NGBs)

PEFC 各国認証管理団体 (PEFC NGBs) は、自国において PEFC 制度を発展、実行することを目的に設立された各国の独立した組織である。PEFC NGBs およびその連絡先は PEFC のウェブサイトで掲載される。PEFC NGBs は、しばしば「PEFC 認可団体」を兼ねる。3.8 を参照。

3.10 レビュー (Review)

認証機関によって該当審査に関するすべての情報と結果のレビューの実行を任命された個人または個人のグループで、審査のプロセスに携わらないもの。

3.11 テクニカルエキスパート (Technical expert)

審査チームに対して特定の知識または専門性を提供する個人。テクニカルエキスパートは、審査員とは見做されない。

4 全般的な要求事項

組織の COC 評価に用いられる基準は、最新版の **COC 規格**と関連する必須事項である付属書、および PEFC 商標規格にて解説されるものである。

注意書 COC 規格および商標規格の最新版、その修正版、および関連する移行期間は PEFC 評議会の公式ウェブサイトから入手可能である。(www.pefc.org)

4.1 法律および契約との関連事項

ISO/IEC 17065:2012(E) の 4.1 項にあるすべての要求事項が適用される。

4.1.1 認証機関が認証書類上に、または PEFC 認証制度に関連するその他の目的に PEFC ロゴを使用する場合、その使用は PEFC 評議会または PEFC 評議会の認可を受けた主体が発行する有効なライセンスに基づき、かつ PEFC 商標使用規則に従わなければならない。

4.1.2 認証機関が認証書類上に PEFC ロゴを使用する場合、その認証書類上のロゴは顧客組織による COC 規格の順守を示すものであって、その顧客組織に対して PEFC ロゴ使用の権利を与えるものではないことを明確に示さなければならない。

注意書 有効な PEFC 認証証書を有する顧客組織は、PEFC 評議会または PEFC 評議会の認可を受けたその他の主体が発行する PEFC 商標使用契約書に基づき、PEFC 商標使用規則を順守しつつ、組織独自の商標番号を付した上で「製品上」または「製品外」使用をすることができる。

4.2 公平性の管理

ISO/IEC 17065:2012(E) の 4.2 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

4.3 債務と財務

ISO/IEC 17065:2012(E) の 4.3 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

4.4 非差別の条件

ISO/IEC 17065:2012(E) の 4.4 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

4.5 機密性

ISO/IEC 17065:2012(E) の 4.5 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

認証機関は、顧客組織が PEFC 評議会および/または各国認証管理団体に対して情報とその情報の範囲と使用に関する情報を提供する責務を負うことを顧客組織に通知しなければならない。認証機関は、顧客組織から PEFC 評議会および/または各国認証管理団体に宛てて提供する情報に関する同意を書面にて徴求しなければならない。この書面による同意は、顧客組織および認証機関が居住する国にあてはまるデータ保護の法令を順守しなければならない。

4.6 公開情報

ISO/IEC 17065:2012(E) の 4.6 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

5 組織構造に関する要求事項

ISO/IEC17065:2012(E) の 5 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

6 資源に関する要求事項

6.1 認証機関の人員

6.1.1 総論

ISO/IEC 17065:2012(E) の 6.1.1 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

6.1.1.1 認証行為に携わる人員

6.1.1.1.1 認証機関は、契約書のレビュー、審査、認証の授与、審査員の監視などの主要な行為を実行するすべての人員が、それらの行為に関連する適切な知識および力量を有していることを確実にしなければならない。

6.1.1.1.2 性別上の平等性が促進されなければならない。

6.1.1.2 審査員

認証機関は、審査員が ISO 19011:2018 の 7.1、7.2.1、7.2.2、7.2.3.1、7.2.3.2 および 7.2.3.4 の各項に則した人格、知識および技量を有していることを確実にするためのプロセスを文書化しなければならない。

6.1.1.2.1 教育

6.1.1.2.1.1 認証機関は、審査員が少なくとも、実行する COC 審査に関連する分野の林産品あるいは関連産業に関連性があるコースを含むか、それが補足されるコースを有する中等教育と同等の知識を有していることを確実にしなければならない。

注意書：中等教育とは、各国の教育制度において初等レベルの次の教育であるが、大学、またはそれに類する教育機関への入学前に終了しているものを言う。

6.1.1.2.1.2 森林および/または森林外樹木関連業およびその関連産業に関する特定の教育は、この文書が求める教育と同等であることを認証機関が示す事が可能であれば、これらの産業部門における就業経験によって代替することができる。

注意書：森林および/または森林外樹木関連業およびその関連産業には、森林および/または森林外樹木産品の製造、研究、教育、規格の策定、林業/林産品の業界団体、森林法および規制、運送、流通、リサイクル、または、運送および貯蔵などの行為が含まれる。

6.1.1.2.2 勤務経験

6.1.1.2.2.1 審査員の第一の資格として、認証機関は、審査員が最低 3 年間の森林および/または樹木産品および関連産業における正社員 (full time) としての勤務経験を有することを確実にしなければならない。

6.1.1.2.2.2 勤務経験の合計年数については、もし該当審査員が森林および/または森林外樹木産品または関連産業と関連性がある適切な高等教育を修了している場合は 1 年間の削減が可能である。

注意書：高等教育とは、中等教育を提供する学校の終了に続く教育水準であり、第 3 ステージ教育、第 3 レベル教育、ポスト中等教育などとして言及される場合がある。

6.1.1.2.2.3 就業経験の合計年数については、もし該当審査員が 6.1.1.2.5.1 項が求める COC 審査経験に加えて、有資格審査員の指導の下に (4) 件の COC 審査をトレーニング中の審査員として実行している場合は、1 年間の削減が可能である。

6.1.1.2.3 PEFC-COC のトレーニング

認証機関は、新参の審査員が PEFC 制度および PEFC が承認する PEFC-COC 規格に関する初期トレーニングを受けていることを確実にしなければならない。

注意書 PEFC のウェブサイトはトレーニングに関するオプションについての詳細情報を提供している。

6.1.1.2.4 審査トレーニング

認証機関は、審査員が ISO 19011 に基づく**審査技術**の訓練を問題なく終了していることを確実にしなければならない。

6.1.1.2.5 審査経験

6.1.1.2.5.1 審査員の第一の資格として、認証機関は、該当審査員が過去 3 年間に有資格審査員の指導の下に、少なくとも 2 件の PEFC-COC を含む 4 社の COC **審査**をトレーニング中の審査員として実行した経験を有していることを確実にしなければならない。トレーニング中の COC 審査の数については、森林および/または森林外樹木産品産業関連部門で COC 規格、ISO 9001、ISO 14001 の審査員の資格を有している場合 2 件の PEFC-COC に削減が可能である。

6.1.1.2.6 力量

6.1.1.2.6.1 認証機関は、審査員が下記の分野における知識および技能を適用する技量を有することを示すことを確実にしなければならない。

- a) PEFC 持続可能な森林管理規格 (PEFC ST 1003) の要求事項の中で PEFC-COC の「問題がある出処」の定義 (PEFC ST 2002、3.6 項の b、c、d、e) の対象範囲に含まれる部分を含む PEFC 制度の目的および中核的なプロセス
- b) **審査**の原則、手順、およびテクニック (ISO19011:2018 の 7.2.3.2. a 項を参照) であり、審査員がこれらを他の**審査**にも適切に適用し、体系的で一貫した**審査**を実行できることを確実にするもの
- c) 組織の規模、構造、機能、取引関係、全般的なビジネスのプロセスおよび関連用語、および、例えば、審査員が組織の業務状況を理解できるようにするため顧客組織内の使用言語または認証機関と顧客が同意可能な言語に関する知識など組織の文化および社会的慣習などを含む**顧客組織**の状況 (ISO19011:2018 の 7.2.3.2. c 項を参照)
- d) 森林および/または森林外樹木産品原材料の調達および出処に問題がある原材料の回避に関連して当てはまる国際法、各国独自の森林統制や法の執行システム。審査員が顧客組織の供給者との契約関係を理解し、顧客組織による出処に問題がある原材料の調達の回避の手順に関する評価を可能にする。この分野における知識と理解は、下記をその範囲に含めなければならない。
 - i 労働契約書および/または団体交渉の合意を含む契約書や合意書
 - ii 非認証原材料の原産国における労働者の社会、保健、安全の問題を含む森林統制や法執行システム
 - iii 労働権利に関連する国際条約 (ILO コア条約)、および
 - iv 林産品の貿易に関する国際条約および協定 (CITES)

6.1.1.2.6.2 認証機関は、審査員が PEFC-COC の下記の分野に関する用語、知識、理解、および技量を適用する力量を示すことを確実にしなければならない。

- a) PEFC-COC 規格 (PEFC ST 2002) の原則および要求事項

- b) 特定の分野の製品（非木材林産品およびリサイクル原材料からの製品を含む）、プロセス、および慣習、適用された原材料のフロー、計測および管理の方法
- c) 森林および/または森林外樹木関連業および関連産業へのマネジメントシステムの適用、および、それらの構成部分間の相互作用
- d) 権限、安全、文書の配布と管理、データおよび記録に関する情報システムとテクノロジー
- e) PEFC 商標およびその他の製品ラベルと主張の適用
- f) 出処に問題がある原材料調達回避の方法の適用、それに関連するリスク評価法と指標を含む
- g) 社会、保健、安全に関する要求事項

6.1.1.2.6.3 認証機関は、COC 審査員の使用頻度やその行為に関わるリスクのレベルに基づき、審査の立合い、審査報告書のレビューまたは顧客組織のフィードバック 顧客組織の意見などの方法を活用して、COC 審査員の年次モニタリングに関する証拠書類を維持しなければならない。特に、認証機関は訓練の必要性を確認するために、その実績に照らした要員の力量に関するレビューをしなければならない。

6.1.1.3 審査チーム

審査チームは、6.1.1.2 項に定める要求事項を満たし、性別上のバランスを考慮した審査員（単数または複数）によって構成するべきである。

6.1.1.3.1 テクニカルエキスパート

場合によっては、特定の分野に必要な審査の力量を補うために、適切なテクニカル専門技能を提供するテクニカル専門員が必要とされることもある。テクニカルエキスパートは、審査を受ける者からは独立していなければならない。また、その氏名および所属が**審査報告書**に含まれなければならない。

6.1.1.4 レビューの実行者および認証の決定者

認証機関は、**レビューの実行者**および**認証の決定者**が下記の要求事項を満たすことを確実にしなければならない。決定がグループによってなされる場合は、該当グループメンバーの少なくとも一人が下記の要求事項を満たさなければならない。

注意書 **レビューの実行者**および**認証の決定者**は同一人物であってもよい、ISO/IEC 17065:2012(E)の 7.6.2 項を参照。

6.1.1.4.1 教育

6.1.1.4.1.1 認証機関は、**レビューの実行者**および**認証決定者**が COC 審査を実行する場合、その認証決定者が最低でも森林および/または森林外樹木関連業界に関連するコースを有するかそのコースによる補習を受けている中等教育に相当する知識を有することを確実にしなければならない。

注意書 中等教育とは、初等教育レベルの後に続く国家的な教育システムの一部であり、例えば、大学や同類の教育施設などの高等教育に入る前に終了しているものを言う。

6.1.1.4.1.1.2 森林および/または森林外樹木関連業に関連する特定の教育は、認証機関がここで求められる教育に匹敵することを示すことができれば、これらの部門における勤務経験によって代替することができる。

注意書：森林および/または森林外樹木関連業およびその関連産業には、森林および/または森林外樹木産品の製造、研究、教育、規格の策定、林業/林産品の業界団体、森林法および規制、運送、流通、リサイクル、または、運送および貯蔵などの行為が含まれる。

6.1.1.4.2 勤務経験

6.1.1.4.2.1 **レビューの実行者および認証決定者を有資格とするために、認証機関は適合性審査における関連業務に最低3年間の常勤の経験を有することを確実にしなければならない。**

6.1.1.4.2.2 勤務経験の合計年数は、**レビューの実行者および認証決定者が森林および/または森林外樹木関連業における適切な高等教育を受けている場合は、1年分を削減することができる。**

注意書 高等教育は、第3段階の教育、第3水準、中等後教育などとも言及されるが、中等教育を提供する学校の終了後に続く教育である。

6.1.1.4.2.3 PEFC-COC 審査員の有資格者は、求められる最低限の勤務経験を有しているものと考えなければならない。

6.1.1.4.3 PEFC-COC トレーニング

認証機関は、**レビューの実行者および認証決定者が PEFC 制度および PEFC 評議会の承認を受けた PEFC-COC 規格に関する初頭トレーニングを受けていることを確実にしなければならない。**

注意書 PEFC ウェブサイトはトレーニングに関するオプションについての詳細情報を提供している。

6.1.1.4.4 審査トレーニング

認証機関は、**レビューの実行者および認証決定者が ISO 19011 に基づく審査テクニックのトレーニングを問題なく終了していることを確実にしなければならない。**

6.1.1.4.5 審査経験

6.1.1.4.5.1 **レビューの実行者および認証決定者の第一の資格として、認証機関はレビューの実行者および認証決定者が過去3年間に少なくとも1度の PEFC-COC 審査に立ち会っていることを確実にしなければならない。**

6.1.1.4.6 力量

6.1.1.4.6.1 認証機関は、**レビューの実行者および認証決定者が下記の分野に関する知識および技能を適用する技量を有することを確実にしなければならない。**

- a) PEFC-COC による「問題がある出処」の定義 (PEFC ST 2002 3.6 項 b、c、d および e) の対象範囲に含まれる PEFC 持続可能な森林管理規格 (PEFC ST 1003) の要求事項を含む PEFC 認証制度の目的および中核的なプロセス
- b) **審査の原則、手順およびテクニック** (ISO 19011:2018 の 7.2.3.2 項 a を参照)
- c) 組織の規模、構造、機能、取引関係、全般的なビジネスのプロセスや関連用語、組織の文化的および社会的慣習などを含む顧客組織の状況 (ISO 19011:2018 7.2.3.2.c 項を参照)、および
- d) 森林および/または森林外樹木産原材料の調達および出処に問題がある原材料の回避に関連して当てはまる国際法、各国独自の森林統制や法の執行システム。この分野における知識と理解は、下記をその範囲に含めなければならない。
 - i 労働契約書および/または団体交渉の合意を含む契約書や合意書
 - ii 非認証原材料の原産国における労働者の社会、保健、安全の問題を含む森林統制や法執行システム
 - iii 労働権利に関連する国際条約 (ILO コア条約)、および
 - iv 林産品の貿易に関する国際条約および協定

6.1.2 認証プロセスに携わる人員の力量の管理、

ISO/IEC 17065:2012(E) の 6.1.2 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

6.1.2.1 認証機関は、有資格のレビューの実行者、認証決定者および審査員が暦年の 2 年ごとに PEFC 評議会が承認する森林および/または森林外樹木製品の COC 回復トレーニングプログラムに参加していることを確実にしなければならない。

注意書 PEFC のウェブサイトは、トレーニングのオプションに関する情報を提供している。

6.1.2.2 PEFC-COC 規格および/または商標規格が新規に発行された場合、認証機関はそれを使用する前に有資格のレビューの実行者、認証決定者および審査員が PEFC 評議会承認の該当最新版規格を対象とする回復トレーニングに参加したことを確実にしなければならない。

注意書 PEFC のウェブサイトは、トレーニングのオプションに関する情報を提供している。

6.1.2.3 審査員の資格を維持するために、認証機関は、審査員が年次で少なくとも 5 件の森林および/または森林外樹木関連部門の COC 規格、ISO9001、ISO14001 の外部審査を実行していることを確実にしなければならない。また、これらの審査の合計は少なくとも 2 件の PEFC-COC 審査を含む 7 日の審査業務を含まなければならない。

注意書 1 7 日の審査業務には報告時間を含めてもよい。

6.1.2.4 法令による休暇や長期の病気によって 6.1.2.3 項を順守できない様な例外的な状況の場合、審査員は有資格審査員の指導の下で少なくとも 2 件の PEFC-COC 審査を実行しなければならない。

6.1.2.5 レビューの実行者および認証決定者は、年次で少なくとも 1 件の PEFC-COC 審査に立ち会わなければならない。

表：資格に関する要求事項の概要

	審査員	レビューの実行者および認証決定者
教育	<ul style="list-style-type: none"> 森林および/または森林外樹木関連業に関連するコースを有するかそのコースによる補習を受けている少なくとも中等教育に相当する知識。 森林および/または森林外樹木関連業に関連する特定の教育は、認証機関がここで求められる教育に匹敵することを示すことができれば、これらの部門における勤務経験によって代替することができる。 	
勤務経験	<ul style="list-style-type: none"> 森林および/または森林外樹木関連業における少なくとも 3 年の常勤の勤務経験。 審査員が森林および/または森林外樹木関連業との関連性を有する適切な高等教育を修了している場合は、1 年の削減が可能。 審査員が、6.1.1.2.5.1 項が審査経験として求める COC 審査に加えて、有資格審査員の指導の下にトレーニング中の審査員として 4 社の COC 審査を実行している場合は、1 年の削減が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 適合性評価における少なくとも 3 年の常勤の勤務経験。 レビューの実行者または認証の決定者が森林および/または森林外樹木関連業との関連性を有する適切な高等教育を修了している場合は、1 年の削減が可能。 有資格の PEFC-COC 審査員は、求められる最低限の勤務経験を有するものとする。
トレーニング	<ul style="list-style-type: none"> PEFC 評議会承認する初回のトレーニング ISO/IEC 19011 	
審査経験	<ul style="list-style-type: none"> 過去 3 年間に有資格審査員の指導の下にトレーニング中の審査員として少なくとも 4 社の COC 審査を 	<ul style="list-style-type: none"> 認証機関は、レビューの実行者または認証の決定者が過去 3 年間に少なくとも 1 件の PEFC-COC 審査に立ち

	<p>実行した。このうち、少なくとも 2 件は PEFC-COC 審査が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トレーニング中の審査の数は、森林外樹木関連部門の COC 規格、ISO 9001、または ISO 14001 の審査の資格を有する審査員については 2 年に削減可能。 	<p>会うことを確実にしなければならない。</p>
技量	6.1.1.2.6 項の要求事項を参照	6.1.1.4.6 項の要求事項を参照
資格の維持		
トレーニング	<ul style="list-style-type: none"> ・ PEFC が承認する回復トレーニング ・ 2 年に一度、および ・ 新規の PEFC-COC 規格または商標規格が発行された場合 	
審査経験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年次で少なくとも 5 件の森林外樹木関連部門の COC、ISO 9001、または ISO 14001 の外部審査。これら審査は合計 7 日の審査業務を含み、少なくとも 2 件の PEFC-COC 審査を含む。 ・ 法令による休暇や長期の病気よって 6.1.2.3 項を順守できない様な例外的な状況の場合、審査員は有資格審査員の指導の下で少なくとも 2 件の PEFC-COC 審査を実行。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年ごとに少なくとも 1 件の PEFC-COC 審査に立ち会う。

注意書：この表は、審査員、レビューの実行者、認証の決定者の資格に関する要求事項のまとめである。

6.1.3 人員との契約

ISO/IEC 17065:2012(E) の 6.1.3 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

6.2 評価のための資源

ISO/IEC 17065:2012(E) の 6.2 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

7 プロセスに関する要求事項

7.1 総論

ISO/IEC 17065:2012(E) の 7.1 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

7.1.1 ISO/IEC 17065:2012(E) の 7.1.3 項に加えて、認証機関は、例えば、指針、明瞭化、解釈など PEFC 評議会または PEFC 各国認証管理団体が公表する一般公開文書を提供してもよい。

7.2 申請

ISO/IEC 17065:2012(E) の 7.2 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

7.2.1 認証機関は、認証の申請として、顧客組織から最低限下記の情報および文書を取得しなければならない。

- a) 企業主体、名称、住所、および法的な地位、
- b) PEFC-COC 規格が定める顧客組織の文書化された手順、
- c) PEFC-COC の対象範囲に含まれる製品の説明で、製品グループを確認するに十分なもの、
および
- d) マルチサイト認証の場合、PEFC-COC の対象範囲に含まれるサイト（PEFC-COC 規格が定めるところによる）

注意書 該当の情報は、顧客組織との最初の接触時に取得しなければならないことはないが、少なくとも 7.3 項および 7.4 項の下の行為が実行される前でなければならない。

7.2.2 認証機関は、PEFC-COC の対象に含まれる製品に関わる PEFC-COC 規格の選択的要求事項の適用に関連し、サイトおよび/または当てはまる製品グループごとに、顧客組織から最低限下記の情報を取得しなければならない。

- a) COC の方式
- b) PEFC 商標の適用予定

注意書 該当の情報は、顧客組織との最初の接触時に取得しなければならないことはないが、少なくとも 7.3 項および 7.4 項の下の行為が実行される前でなければならない。

7.2.3 認証機関は、申請が新規の申請ではなく認証の移管として扱われるかどうかを査定するために顧客組織から十分な情報を取得しなければならない。

7.4.10 項も参照のこと。

7.3 申請のレビュー

ISO/IEC 17065:2012(E) の 7.3 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

7.3.1 認証機関は**審査**に先立ち、顧客組織の文書（7.2.1 項参照）と認証基準との適合性を決定するために、それら文書のレビューを実行しなければならない。

7.4 審査

ISO/IEC 17065:2012(E) の 7.4 項に規定されるすべての要求事項が適用される。

7.4.1 認証機関は、**審査**ごとに**審査**行為の実行と日程に関する合意の基礎とするための審査計画が打ち立てられることを確実にするための手順を文書化しなければならない。**審査**計画は事前に通知され、日程は顧客組織との間で合意されなければならない。

注意書 **審査**計画の準備のための指針は、ISO 19011:2018 の 6.3.2 項で提供されている。

7.4.2 マルチサイト認証の場合は、サンプルの一部として現場検査をするべきサイトを**審査**計画に列挙しなければならない。

7.4.3 認証機関は、**審査チームのリーダーを含む審査チームを選定および指名するための手順を文書化しなければならない。**

注意書 審査チームと審査チームのリーダーを選定するための手順の指針は、ISO 19011:2018 の 5.5.4 項で提供されている。

7.4.4 **審査の目的は、下記である。**

a) 顧客組織の下記の適合性を決定することにある。

- i. 顧客組織の COC プロセスと PEFC-COC 規格との適合性とその効果的な実行
- ii. 顧客組織のマネジメントシステムと COC 規格の要求事項との間の適合性およびその効果的な実行
- iii. COC のプロセスおよび、当てはまる場合は (PEFC-DDS の要求事項)、問題がある出処からの原材料の回避に関する要求事項との適合性とその効果的な実行
- iv. PEFC 商標規格とその効果的な実行を伴う PEFC 商標の使用、**顧客組織**が有効に PEFC 商標を使用するために**顧客組織**と PEFC 評議会または PEFC 認可団体との間で署名されるべき商標ライセンス契約

注意書：PEFC 商標と PEFC 主張の使用はサーベイランスおよび再認証**審査**の際に評価を受けなければならない。初回の**審査**においては、提案または意図された PEFC 商標および PEFC 主張が評価されること。

b) PEFC 公示契約が要求するデータの収集

7.4.5 認証機関は、ISO 19011:2018 の 6.4 項の関連指標に則って**審査**を実行しなければならない。総じて、**審査**（初期、サーベイランス、再認証）は現場で実行されなければならないが、例外として本規格の 7.4.6 項および 7.9.2 項の要求事項が適用される場合は、認証機関は遠隔審査の実行を決定することができる。

7.4.6 物理的な保有を伴わない業務を実行する顧客組織に関して、**審査**は、IAF MD 4 に則った ICT ツールを使用した遠隔審査を実行してもよい。認証機関は、**審査**の対象範囲すべてが ICT ツールの使用でカバーされることを明示しなければならない。

注意書 1 前回の**審査**以降に PEFC 主張が付された物理的な製品を業務上保有するが、販売をしていない顧客組織の場合は、本規格に則った遠隔審査に適格ではない。

注意書 2 前回の**審査**以降に、顧客組織が原材料の調達をせず PEFC 主張が付された製品を販売しなかった場合は、本規格の 7.9.2 項が適用されてもよい。

7.4.7 認証機関は、審査時間を決定するための手順を文書化し、審査チームからの具申に基づき、顧客組織ごとにその顧客組織の PEFC-COC を完全かつ効果的に審査するための計画およびその実行に必要な時間を定めなければならない。認証機関が定めた審査の時間およびその理由は記録されなければならない。現場審査に対する最低必要時間は（4）時間である。

注意書：現場審査に費やされる最低限の時間は、正当な理由とその文書化が存在する特殊な場合でなければ、報告に関わる行為を含めてはならない。

7.4.8 認証機関は、審査におけるサンプリングに関する手順を ISO 19011:2018 A.6 項が定める指針に則って文書化しなければならない。

7.4.9 **審査時間および審査におけるサンプリングの決定に際して、認証機関は最低限下記の側面を考慮しなければならない。**

- a) COC 規格の要求事項
- b) 顧客組織の PEFC-COC の対象範囲にある業務の規模および複雑性
- c) 出処に問題がある原材料の調達リスクが高い状態を生む可能性がある供給品の程度
- d) PEFC 商標使用行為の程度
- e) 組織の COC の適用範囲に含まれる行為の外部委託

- f) 顧客組織のマネジメントシステムに関わるものも含めた過去の**審査結果**
- g) サイトの数およびマルチサイトに関する考慮

7.4.10 認証の譲渡の場合、認証機関は ISO/IEC 17065 の 7.4.5 項および IAF MD2:2017 に則って業務を実行しなければならない。

7.4.11 **審査報告書**は、少なくとも付属書 4 が定める情報を含まなければならない。

7.4.1.2 要求があれば、認証機関は 4.5 項に則って PEFC が求める英語による審査報告書および必要な審査記録のコピーを PEFC 評議会および/または **PEFC 各国認証管理団体**に送付しなければならない。

7.5 レビュー

ISO/IEC 17065:2012(E) の第 7.5 項に定められるすべての要求事項が適用される。

7.6 認証の決定

ISO/IEC 17065:2012(E) の第 7.6 項に定められるすべての要求事項が適用される。

7.6.1 審査の所見は、**重大不適合**、**軽微不適合**および**観察事項**として分類しなければならない。

7.6.2 重大不適合および軽微不適合は、少なくとも初回の認証を授与する前に、是正されその是正措置は認証機関による検証を受けなければならない。

7.6.3 **重大不適合**は、少なくとも再認証を授与する前に是正され、その是正行為は認証機関による検証を受けなければならない。

7.6.4 審査において確認された重大不適合および軽微不適合は、不適合解消のための**顧客組織**による是正処置を伴わなければならない。是正措置の計画は、時間的枠組み含めて認証機関によってレビューされ、了承されなければならない。サーベイランス審査によって確認された重大不適合の是正措置および認証機関による検証の完了のための時間は、該当認証機関の規則に従わなければならないが、3カ月を超えてはならない。再認証およびサーベイランス**審査**によって確認された**軽微な不適合**の是正措置の検証は、遅くとも次回の審査の期間までに検証されなければならない。

7.6.5 初回、サーベイランスおよび再認証の審査で確認されたすべての不適合は、認証機関の現場検査またはその他の適切な形の検証によって検証されなければならない。

7.7 認証書類

ISO/IEC 17065:2012(E) の第 7.7 項に定められるすべての要求事項が適用される。

7.7.1 認証書類は少なくとも下記の情報を含まなければならない。

- a) 認証機関の身元情報
- b) 顧客組織の名称と住所、および、あてはまる場合は認証の対象である C0C を有するそのサイト/法主体

注意書 1 顧客組織の名称と住所は、PEFC-C0C の行為が行われていない法主体の名称と住所であってもよい。
(例：私書箱の住所) 認証書類上には、認証の対象になっている**顧客組織**の名称と住所も含まなければならない。

注意書 2 特定されたプロジェクトに関する PEFC-C0C 認証、または「プロジェクト認証」(PEFC GD 2001、付属書 1 を参照) の場合は、「名称および住所」は管理主体の名称と住所を指す。プロジェクトの名称は、プロジェクト認証書の範囲に含めてもよい。

- c) 認証書の種類 (個別、マルチサイト、または生産者グループ)

- d) 授与された認証の適用範囲 (7.7.2 項参照)
- e) PEFC ロゴと認証機関の PEFC 商標ライセンス番号
- f) 認定機関の認定マーク (当てはまる場合は認定番号を含む)、および
- g) 認証の授与、延長または更新の日付け、および、有効期限日または再認証の期日 (7.7.6 項参照) 認証書の発効日は、認証の決定日より前であってはならない。

7.7.2 認証範囲は少なくとも下記情報を含まなければならない。

- a) PEFC C0C 2002「森林および/または森林外樹木製品の C0C-要求事項」の言及、および、当てはまる場合は、PEFC 承認の森林認証制度として採用された本規格の該当国バージョンの確認。
注意書 C0C 規格の確認とは、それに照らして評価が実行されたバージョンの C0C 規格で、該当の認証が授与されたときに有効であったものを指したものでなければならない。
- b) PEFC C0C 2001「商標の使用規則-要求事項」の言及、および、当てはまる場合は、PEFC 承認の森林認証制度として採用された本規格の該当国バージョンの確認。
- c) 適用された C0C 方式
- d) PEFC 製品カテゴリーによる C0C の対象製品。
注意書 特定のプロジェクトに関する PEFC-C0C 認証、または「プロジェクト認証」の場合 (PEFC GD 2001, 付属書 1 参照)、プロジェクトの名称をプロジェクト認証書の対象に含めてもよい。

7.7.3 認証の適用範囲が該当認証書の付帯に含まれる場合、認証書はそれに不可欠な部分として該当付帯への言及を含まなければならない。また、その付帯は認証書の一部として認証書が要求された際には共に提供されなければならない。

7.7.4 認証書番号は、認証機関の名称の省略名 (同じ省略形が発行されたあらゆる PEFC 認証書に使用されなければならない。それに続いて、ダッシュ (-)、C0C 規格の省略名 (PEFC-C0C)、それに続いてもう一つのダッシュ (-)、そして認証機関がその認証書に与えた個別番号から構成される。

注意書 二つの認証機関が同一の省略名を有することはできない。

7.7.5 認証機関は、認証書類を英語および適切なその他の言語で発行し、その言語の使用に関しての合意を得なければならない。

7.7.6 認証機関は、認証についてその有効期間が最長 5 年間について授与されなければならない。

7.7.7 認証が授与、一時停止、取り消しされるか、または、その適用範囲が変更された場合、認証機関は、関連する PEFC 各国認証管理団体、または PEFC 各国認証管理団体が存在しない国においては、PEFC 評議会にあてて即刻通知しなければならない。

7.8 認証製品の名簿

ISO/IEC 17065:2012(E) の第 7.8 項に定められるすべての要求事項が適用される。

7.9 サーベイランス

ISO/IEC 17065:2012(E) の第 7.9 項に定められるすべての要求事項が適用される。

7.9.1 サーベイランス審査は、年次で実行されなければならない。認証機関は、認証書の期限日までに少なくとも 4 回のサーベイランス審査を実行しなければならない。

注意書 1 年次とは、12 か月に 3 か月を加減した期間ごとに 1 回を意味する。

注意書 2 認証書の期限が 5 年より短い場合は、サーベイランス審査の回数はそれに依りて削減が可能である。

7.9.2 現場サーベイランス審査は、下記の場合、例えば文書および記録のレビューなど他の審査テクニックによって代替することができるが、現場サーベイランス審査間の期間は 2 年(プラス 3 か月)を超えてはならない。

- a) 用いられた**審査**のテクニックによって、認証を受ける主体による認証基準への適合性に十分な信頼性が与えられることを認証機関が示すことが出来る。および、
- b) 前回の初回、サーベイランス、または再認証の**審査**において不適合が指摘されなかった。および、
- c) **顧客組織**の調達が重大リスク供給品を含まない。および、
- d) **顧客組織**が、認証機関に **COC 規格**によって保管が求められているすべての記録、または、それによって認証機関が独立したサンプリングを構築することが可能となるすべての記録のリストを提供する。または、
- e) 提出された記録によって、顧客組織または顧客組織のサイトが前回の認証、サーベイランス、または再認証**審査**以来認証原材料を調達しておらず、製品上主張をしていないことを示す十分な証拠が示されている。

7.10 認証に影響を与える変更

ISO/IEC 17065:2012(E)の第 7.10 項に定められるすべての要求事項が適用される。

7.11 認証の終了、縮小、一時停止、または取り消し

ISO/IEC 17065:2012(E)の第 7.11 項に定められるすべての要求事項が適用される。

7.11.1 認証が終了、一時停止、または、取り消された場合、認証機関は顧客組織に対して、以後 PEFC 商標と主張がその後使用されることが許されないことを通知しなければならない。一時停止の場合、認証機関は顧客が適合しているかをモニターしなければならない。

7.12 記録

ISO/IEC 17065:2012(E)の第 7.12 項に定められるすべての要求事項が適用される。

7.13 苦情と上訴

ISO/IEC 17065:2012(E)の第 7.13 項に定められるすべての要求事項が適用される。

7.13.1 認証機関は、顧客組織による認証の要求事項の不履行に関する根拠あるクレームを受理するか、認識した場合は、30 日以内に PEFC 評議会に通知しなければならない。

7.13.2 認証機関は、解決された苦情および上訴に関して少なくとも下記を含む要旨報告を PEFC 評議会および PEFC **各国認証管理団体**に提供しなければならない。

- a) 上訴/苦情の申立人の確認（開示が条件）
- b) 顧客組織の確認
- c) 苦情の主題
- d) 苦情処理プロセスの要旨
- e) 苦情の結果/解決

8 マネジメントシステムに関する要求事項

ISO/IEC 17065:2012(E)の第8項に定められるすべての要求事項が適用される。

8.1 認証機関の内部監査

8.1.1 要求があれば、PEFC-COC 認証に関わる行為の実績に限定される年次内部監査の結果が、PEFC 評議会または **PEFC 各国認証管理団体**に提供されなければならない。

付属書 1 (規準的) — 認証機関の PEFC 公示

(認証機関の認定に対する追加的要求事項)

PEFC が承認する COC 認証業務を実行する認証機関は、PEFC 評議会または自国の PEFC 認可団体による公示を受けなければならない。

PEFC 公示は、認証機関が PEFC 評議会が承認する有効な認定を有していることを求める。(本文書の付属書 2 を参照) 認証機関は、PEFC 評議会または関連 PEFC 認可団体に対し、PEFC 評議会または関連 PEFC 認可団体が定めるところに従って、授与された認証に関する情報を提供しなければならない。

注意書 授与された認証に関する情報には、(これらに限定されないが) 顧客組織の身元情報、授与された認証の適用範囲、および PEFC 公示料金を決めるために使用される顧客組織の売上高が含まなければならない。

PEFC 公示は、認証機関に対し PEFC 評議会または関連 PEFC 認可団体が定める PEFC 公示料金を支払うことを求めてもよい。

付属書 2 (規準的) — PEFC 公示に関して PEFC 評議会が容認する認定

PEFC 評議会は、COC 認証が、IAF による製品認証のための国際相互承認協定 (MLA) または、欧州認定機関協力 (EA)、米州認定機関協力機構 (IAAC)、太平洋認定協力機構 (APAC)、南部アフリカ開発共同体 (SADCA)、アフリカ認定協力機構 (AFRAC) およびアラブ認定協力機構 (ARAC) など IAF の地域認定グループに署名する認定機関による認定を受けた認証機関によって実行されることを要求する。

認定の適用範囲には、PEFC 公式ウェブサイト www.pefc.org が提示する PEFC ST 2002 「森林および森林外樹木製品の COC—要求事項」 および PEFC ST 2001 「PEFC 商標使用規則—要求事項」の有効なバージョンを明確に含まなければならない。

また、認定の適用範囲は、ISO/IEC 17065、PEFC ST 2003 およびそれに照らして該当の認証機関が認定審査を受けたその他の要求事項を明示しなければならない。

認定書は、英語および必要に応じてその他の言語で入手可能でなければならない。

付属書 3 (規準的) — マルチサイト COC 認証

(COC 規格の付属書 2)

1 序論

1.1 この付属書は、サイトのネットワークを有する顧客組織の PEFC 認証と COC 審査に関するものであり、その狙いは、審査が、認証書の対象範囲に挙げられる全サイトを通じた顧客組織の COC と COC 規格の間の適合性に対する適切な信頼性を提供し、また、経済や業務の上で実務的かつ実行可能であることを確実にすることにある。

2 マルチサイト顧客組織の適格基準

2.1 諸々の定義を含んだマルチサイト顧客組織に関する適格基準は、PEFC-COC 規格の付属書 2 に含まれる。

2.2 PEFC-COC 規格の付属書 2 の要求事項に加えて、マルチサイト顧客組織は本部を含むすべてのサイトからデータを収集し、分析を行う技量とすべてのサイトに行き渡る権限、および、必要に応じて変更を主導する権限を示さなければならない。それらのデータには、これに限定されないが、下記の項目が含まれる。

- a) COC 文書および COC の変更
- b) マネジメントのレビュー
- c) 苦情
- d) 是正処置の評価
- e) 内部監査の計画と監査結果の評価
- f) 出処に問題がある原材料の回避に関する種々の法的な要求事項

2.3 COC 規格の付属書 2 との関連においては、COC 認証の取得とその維持のみを目的に独立した法人のグループとして設立されたマルチサイト顧客組織は、典型的な小規模企業のみによって構成されていなければならない。

3 認証機関の適格基準

3.1 総論

3.1.1 認証機関は、審査のプロセスを開始する前に、この付属書と COC 規格の付属書 2 が定める適格基準に関する情報を顧客組織に提供しなければならない。また、万一マルチサイト組織の適格基準のいずれかが満たされていない場合は評価に取り掛かるべきではない。認証機関は、評価のプロセスを開始する前に、審査中にこれらの適格基準に関する不適合が発覚した場合は認証書が発行されない旨を顧客組織に伝えるべきである。

3.2 契約書のレビュー

3.2.1 認証機関の手順は、サンプリングのレベルを決定するための基礎として、契約書の最初のレビューによって認証の対象である COC の対象範囲に含まれる行為の複雑性と規模およびサイト間の相違が確認できることを確実にしなければならない。

3.2.2 認証機関は、認証を実行する上で契約上の相手である**顧客組織**の本部機能を確認しなければならない。契約による合意は、認証機関によるマルチサイト顧客組織のすべてのサイトにおける認証行為を可能にするものでなければならない。

3.2.3 認証機関は、個々のケースごとに、組織のサイトが、同様の方法による COC の実行が可能となる様な同様の原材料のフローをどの程度有しているかについて、分析しなければならない。サンプリングの手順を適用する際には、マルチサイト**顧客組織**に含まれるサイト間の類似性が考慮されなければならない。

3.2.4 認証機関は、3.2.1 項、3.2.2 項、および 3.2.3 項が要求する行為が実行されたことを示す記録を保持しなければならない。

3.3 審査

3.3.1 認証機関は、マルチサイトの**審査**を扱うための手順を文書化しなければならない。文書化、記録のレビュー、現場**審査**などを含むそのような**審査**手順は、COC の要求事項が実際に全サイトにわたって適用され、また、付属書 2 を含む **COC 規格**のすべての基準が順守されていることに関して認証機関が満足する方法を確立しなければならない。

3.3.2 ネットワークの**審査**に複数の**審査**チームが関与する場合、認証機関はすべての**審査**チームの所見を統括し、統合的な報告書を作成する責任を有する一人のリード審査員を指定しなければならない。

3.4 不適合

3.4.1 顧客組織の内部監査または認証機関の審査によって、いずれかのサイトにおける不適合が発見された時は、その他のサイトがそれによる影響を受けるかどうかを判断する調査を実行しなければならない。それ故、それらの不適合がすべてのサイトにもあてはまる COC の全般的な不具合を示すものかどうかを判断するために、認証機関は**顧客組織**に対しその不適合のレビューを要求しなければならない。もしそうであると判断された場合は、是正行為が本部および個々のサイトにおいても実行されるべきである。万一、そうでないと判断された場合は、**顧客組織**は、認証機関に対してその対処措置を該当の個別サイトに限る正当な理由を示すことが可能でなければならない。

3.4.2 認証機関は、これらの行為の証拠書類を要求し、管理が再構築されたことについて納得するまでサンプリング頻度数を増加することができる。

3.4.3 初回および再認証の**審査**に関しては、決定を下すプロセスの時点で、いずれかのサイトに不適合があった場合、十分な是正処置が取られるまでの間、マルチサイト**顧客組織**全体に対する認証は拒否されなければならない。

3.4.4 認証機関によって指摘された単一のサイトにおける不適合によって発生した障害の解決を目的として、**顧客組織**が認証プロセスの期間中に「問題」のサイトを認証の対象から除外することを要求することは認められない。

3.5 認証書

3.5.1 認証書は、顧客組織の本部の名称と住所で一通発行しなければならない。認証書に関連するすべてのサイトのリストが、認証書上、または付帯書、または証書上に言及されるその他の形式で発行されなければならない。認証書上に表示される適用範囲またはその他の言及事項は、認証された行為がリストに掲載されたサイトのネットワークによって実行されていることを明確にしなければならない。付帯書またはその他の言及事項は認証書の不可欠の部分であり、認証書から分離されてはならない。

3.5.2 個々のサイトが異なる COC 方式を適用している場合は、その **COC 規格**の適用が認証書または個別にサイトに関する付帯書において明示されなければならない。

3.5.3 認証の対象に含まれる個々のサイトについて子証書を発行することができる。その条件は、子証書が親証書と同様の適用範囲、またはその適用範囲の子適用範囲 (sub-scope) を対象とし、さらに親証書への明確な言及があることである。子認証書は、「この証書の有効性は親証書の有効性に依拠する」との言明を含まなければならない。

3.5.4 本部、またはサイトが認証書の維持に必要な基準を満たさない場合、該当認証書は全体として無効となる。(上記 3.2 項を参照)

3.5.5 サイトのリストは、認証機関によって最新状態に更新されていなければならない。このために、認証機関は、**顧客組織**に対し(サイトの)閉鎖、開設、行為内容の変更などに関する情報の伝達を要求しなければならない。そのような情報の伝達がない場合は、認証書の不正使用と見做され、認証機関は手順に応じた措置を取らなければならない。認証機関は、PEFC 評議会または PEFC 認証「管理団体にその旨を伝えなければならない。

3.5.6 認証書の対象範囲内であれば、認証機関はその数が既存のサイトの数の 100%を超えない限り、**審査**と次の審査の合間に既存の認証書へのサイトの追加が可能である。(この場合)下記の要求事項が満たされなければならない。

a) 認証機関は、**顧客組織**の COC 認証書の対象となる新規サイトの**審査**間の追加希望に先立って、顧客組織からのその旨とサイト数の通知を受けなければならない。

b) 認証機関は、**顧客組織**から追加サイトをカバーする COC の手順を取得しなければならない。該当手順は、適用された COC 方式と COC の対象である製品を含まなければならない。

c) 認証機関は、認証書への追加が考慮されているサイトに関する内部**監査**報告書を取得しなければならない。

d) 認証機関は、内部**監査**の結果をレビューし、顧客組織からの要請を考慮するにあたり追加情報が必要であるかどうかを決定する。

e) d)のレビューの結果に基づき、認証機関は追加サイトの現場**審査**が必要か、または、b)、c)、d)のレビューがサイトの追加が可能である十分な証拠を示しているかを決定する。

f) もし COC 認証書への新規サイトの追加前の現場**審査**が不要である場合は、それらの新規サイトが遅くとも次回に予定される**審査**時に現場**審査**を受けることが条件とされなければならない。認証機関は、新規サイトのサンプルが必要かどうかを第 4 章に基づいて決定してもよい。

注意書 規格が遠隔審査を許容する場合(7.4.6 項を参照)は、現場**審査**は遠隔**審査**によって代替してもよい。

4 現場審査のサンプリング

4.1 方法論

4.1.1 認証機関は、サイトのサンプリングがマルチサイト**顧客組織**と COC 要求事項との適合性に関する十分な信頼を得るに相応しい場合、現場**審査**に関してサンプリングを利用することができる。該当認証機関は、サイト間のすべての相違および COC の実行が確実に査定されるために、サイトの選定の正当な理由を示す事が可能でなければならない。

4.1.2 サンプルは、COC 認証対象であるサイト間のプロセスおよび行為における相違を代表するものでなければならない。サンプルは、異なる COC 方式を採用しているサイトについて別個に決めなければならない。(物理的分離、パーセンテージ、またはクレジット)

注意書:「別個に決められる」とは、サイトが分別された後にサンプルが決定されることを意味する。

4.1.3 サンプルは、サイトが**審査**間に追加され、現場**審査**が求められなかった場合は、別個に決められなければならない。（付属書3の3.5.6項のe）の通り）

注意書1 別個に決められる」とは、サイトが分別された後にサンプルが決定されることを意味する。

注意書2 4.1.2項は4.1.3項にも当てはまる。

4.1.4 サンプルは、一部については下記に定める要素に基づいて選択可能、またその他については非選択的であるべきであるが、結果的として一連の異なるサイトが選択され、かつ無作為的な要素が排除されないようにするべきである。

4.1.5 少なくともサンプルの25%は無作為に選択されるべきである。

注意書 リスクをベースとする審査の状況においては、サイトの選択は、確認されたりリスクによる正当な理由がない限り、前回サンプルであったサイトの現場審査は避けるべきである。それによって、サンプリングにおける無作為による選択が25%未満になるかもしれないからである。

4.1.6 残りのサンプルに関しては、下記の基準を考慮して、認証書の有効期間にわたって選択されたサイト間の相違が出来る限り大きくなる様に選択しなければならない。

4.1.7 サイトの選択基準は、取り分け下記の要素を盛り込まなければならない。

- a) 内部**監査**、または前回の**認証審査**の結果
- b) 苦情、または是正および予防処置に関連するその他の側面の記録
- c) サイトの規模および生産プロセスにおける重要な変異
- d) 適用されたCOC方式の変異
- e) 前回の**認証審査**以来の変更
- f) 地理的な分散
- g) 前回の外部**審査**以後追加されたサイト

4.1.8 この選択は、評価のプロセスの開始時に実行する必要はない。本部の**審査**が完了した時点で実行されてもよい。いずれにしても、本部はサンプルの一部になるサイトの情報を伝えられなければならない。この通達はやや直近になっても構わないが、**審査**の準備のための適切な時間を許すものでなければならない。

4.1.9 本部は、初回**審査**、サーベイランス、再認証などの**審査**ごとにサンプルの1つとして**審査**されなければならない。

4.2 サンプルのサイズ

4.2.1 認証機関は、マルチサイト顧客組織の評価と認証の一環としてサイトの**審査**をする際に取り上げるサンプルを決定するための手順を文書化しなければならない。この際には、この付属書において解説される要素が考慮されるべきである。

4.2.2 認証機関の手順を適用した結果のサンプル数が下記に定めるガイダンスの適用による結果より少ない場合、認証機関はこれを正当化する理由を記録し、それが承認された手順に従った処置であることを示さなければならない。

4.2.3 **審査**ごとに訪問しなければならない最小限のサイトの数は下記である。

- ・ 初回**審査**、および現場**審査**が求められなかった前回の**審査**以後に追加されたサイト（3.5.4項のe）による）：

サイトの総数の二乗根、 $(y=\sqrt{x})$ 小数点以下切り上げ、 y =現場**審査**のサイト数、 x =サイトの総数

- ・ サーベイランス**審査**：

現在のサイト総数の二乗根に因数 0.6 を掛けた数、 $(y=0.6 \sqrt{x})$ 小数点以下切り上げ

・ **再認証審査：**

現在のサイトの総数の二乗根、 $(y=\sqrt{x})$ 小数点以下切り上げ

認証のサイクルにわたって本部が重大不適合を受けなかった場合、サンプル数は因数 0.8 を掛けた数字（小数点以下切り上げ）に削減ができる。

注意書 現場**審査**が求められなかった前回の**審査**の以後に追加されたサイトについては、削減の因数は使用してはならない。

4.2.4 認証機関が**顧客組織**の認証の対象に含まれる行為について行うリスク分析において、下記の要素によってリスクが高じている場合は、サンプルのサイズを増加しなければならない。

- a) サイトのサイズと従業員数
- b) 原材料の流れの複雑性と変異およびCOC方式
- c) COC方式および原材料の由来の定義の適用の変異
- d) 問題がある出处から原材料を調達するリスクのレベル
- e) 苦情およびその他の是正措置および予防措置に関連する側面
- f) 多国籍に関する側面
- g) 内部監査および外部**審査**の結果
- h) マルチサイトの種類（マルチサイトまたは生産者グループ）

4.3 審査時間

4.3.1 認証機関は、**審査**時間の割り当てに関する全体的な方針との関連において、マルチサイト**審査**に費やす時間の正当な理由を示す事が可能でなければならない。

4.3.2 初回、サーベイランス、および再認証の審査の一環として各個別サイトのために費やされる最低限の**審査**時間は、7.4.7 項が定める**審査**と同様である。**COC 規格**の中でサイトとの関連性がなく本部のみが**審査**された項目を考慮した削減も適用可能である。

4.3.3 本部については、削減は許容されない。

付属書 4 (規準的) – 審査報告書の最低限の内容

審査報告書は、最低限下記の内容を含まなければならない。

1. 表紙
2. 顧客組織の解説
3. 下記を含む顧客組織の PEFC-COC の解説
 - a) マネジメントシステム
 - b) 組織および/またはサイトの部分
 - c) 外部委託を含むプロセス/行為、および
 - d) PEFC-COC の対象である製品グループおよびその製品
当てはまる場合は、サイトおよび/または製品グループごとに
 - i COC の方式
 - ii 意図に基づく PEFC 商標マークの申請
4. **審査の対象範囲**
 - a) ST 2002 および ST 2001 から適用された規準。
当てはまる場合は、サイトおよび/または製品グループごとに
 - i COC の方式
 - ii PEFC 商標マーク使用規則、および
 - iii PEFC-DDS の要求事項
 - b) 現場訪問をしたサイト
 - c) 遠隔**審査**に関して：
 - i 遠隔**審査**実施の正当理由
 - ii 採用されたテクニックとその正当理由
 - d) マルチサイト**審査**に関して：
 - i 付属書 3 の 3.2.3 項に則ったサンプルサイズの計算
 - ii 該当するサンプリングの正当理由、および
 - iii 審査を受けたサイト
5. **審査の所見**
 - a) 適用される認証基準との適合または不適合を示す所見の呈示
 - b) 提示された是正措置、および是正措置と終了の報告に関する時間枠
 - c) 前回提示された是正措置の評価、および
 - d) 提言された認証の決定

参考文献

IAF MD 1, *Mandatory Document for the Certification of Multiple Sites Based on Sampling*
(IAF MD 1)